## ○広島修道大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学研究倫理委員会規程第4条第2項に基づき、広島修道大学(以下「本学」という。)において公正な研究活動を推進し、同時に研究活動上の不正行為の防止を図り、もって社会からの信頼に応え、社会的責任を果たすために必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者」とは、本学の教員、競争的研究費を受給して研究活動に従事する学 生等をいう。
- 2 この規程において「研究支援者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 研究者を補佐し、その指導に従って研究に従事する者(以下、「研究補助者」という。)
  - (2) 研究者及び研究補助者の指導及び監督の下に研究に付随する技術的サービスを行う者
  - (3) 研究関係業務のうち庶務、会計、雑務等に従事する者
- 3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著し く怠ったことによるもので、次のような行為をいう。
  - (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
  - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果 等を真正でないものに加工する行為
  - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
  - (4) その他、研究活動における不適切な行為(論文の二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等)と認められた行為
  - (5) 前号までに掲げる行為の証拠隠滅及び立証妨害等
- 4 この規程において「特定不正行為」とは、不正行為のうち、ねつ造、改ざん及び盗用の3つをいう。
- 5 この規程において「配分機関」とは、本学に対し、研究費の配分をする機関(文部科学省、文部科学 省が所管する独立行政法人等)をいう。

(研究者・研究支援者の責務)

- 第3条 研究者は、不正行為が研究活動及びその成果発表の本質に反するものであるということを深く認識し、真理を探究するという使命を忘れることなく、研究活動において守るべき作法を遵守するとともに、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。
- 2 学生その他の研究歴の短い研究者を指導する研究者は、前項に定める研究者の責務について、指導下にある研究歴の短い研究者に理解させるための必要な教育を行うよう努めなければならない。
- 3 研究者は、研究活動に伴い作成・取得した実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の

- うち、外部に発表した研究成果に関するもの(以下「研究データ」という。) を、成果発表後に検証 の必要が生じた際の第三者による検証を担保するため、一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要 性及び相当性がある場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究データの保存期間、保存方法及び責任については、別に定める。
- 5 研究者及び研究支援者は、大学が指定した研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。 (責任体系と役割)
- 第4条 研究倫理の向上を目的とするための本学における責任体系は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(実施基準)(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、次のとおりとする。
  - (1) 学長は、研究者の行動規範及び不正行為への対応の体制を整備するとともに、研究者及び研究支援者に対して定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
  - (2) ひろしま未来協創センター長は、研究倫理教育責任者として、研究活動において守るべき作法及 び研究倫理に関する教育、啓発その他公正な研究活動を推進するための取組を実施しなければなら ない。
  - (3) ひろしま未来協創センター事務部長又はひろしま未来協創センター課長は、研究倫理教育副責任者として、研究倫理教育責任者を補佐するものとする。

(窓口の設置)

- 第5条 本学内外からの不正行為に関する申立て、情報提供、相談及び照会等(以下「申立て等」とい う。)に対応するための窓口は、学校法人修道学園監査室とする。
- 2 申立て等は、原則として所属及び氏名並びに不正行為の内容、かつ不正とする科学的な合理性のある 理由等必要な事項を記載した書面によるものとする。
- 3 監査室は、申立て等があった場合、学長と協議をしてその取扱いを検討するものとする。
- 4 監査室は、学会等の科学コミュニティ又は報道による指摘及びインターネット上に掲載されている情報により特定不正行為の疑いがある場合、学長と協議をしてその取扱いを検討するものとする。

(予備調査)

- 第6条 監査室は、前条第3項及び第4項の検討の結果、必要な場合、告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を実施するものとする。
- 2 監査室は、予備調査を実施した場合、その結果を申立て等受付後原則30日以内に学長に報告するものとする。
- 3 学長は、予備調査の結果報告を受けて、本調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 4 学長は、前項により本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由を付して申立て等を行った者 (以下「告発者」という。) に通知するものとする。

- 5 監査室は、予備調査に係る資料等を保存し、本調査が行われない場合、当該事案に係る配分機関及び 告発者の求めに応じ資料等を開示するものとする。
- 6 学長は、当該事案に係る配分機関に予備調査結果を報告するものとする。 (調査委員会)
- 第7条 学長は、前条第3項により本調査を実施することを決定した場合には、本調査を行うための調査 委員会を置くものとする。
- 2 学長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行う旨を通知し、当該事案に係る配分機関及び文部科 学省に本調査を行う旨を報告する。
- 3 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から原則30日以内に調査を開始しなければならない。 (調査委員会の組織及び役務)
- 第8条 調査委員会は、学長が指名する本学の専任教職員及び外部有識者の調査委員をもって組織する。
- 2 調査委員の人数は、本学の専任教職員1名以上若干名及び外部有識者2名以上若干名とする。ただ し、調査委員の半数以上が外部有識者でなければならない。
- 3 委員長は、調査委員のうちから互選する。
- 4 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、30日以内に異議申立てをすることができる。
- 6 調査委員会は、必要があるときは関係教職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査することができる。
  - (1) 関係者からの聴取
  - (2) 関係資料等の調査
  - (3) その他調査に必要な事項
- 8 調査委員会は、調査結果を認定する前に、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者(調査対象者)の自認等 の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。
- 10 調査委員会は、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せない場合、不正行為と認定する。
- 11 調査委員会は、調査開始後原則150日以内に、調査結果を学長に報告しなければならない。 (調査結果の処理)
- 第9条 学長は、不正行為の存在が確認された場合及び悪意に基づく申立て等と判断した場合、学校法人 修道学園就業規則(本則)(大学部編)、広島修道大学学則及び広島修道大学大学院学則等(以下 「就業規則等」という。)の規定に基づき、懲戒処分等の必要な手続き及び研究費の執行停止等の措

置を行う。

- 2 学長は、特定不正行為が認定された場合、被告発者に対し論文等の取下げを勧告する。
- 3 学長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも調査結果を報告する。
- 4 学長は、調査結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(告発者等の保護)

第10条 学長は、不正行為に関する告発者及び調査協力者に対しては、申立て等を理由とする不利益を 受けないように十分な配慮を行わなければならない。また、被告発者についても、告発されたことを 理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(不服申立て)

- 第11条 不正行為が認定された被告発者及び申立て等が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査 結果の通知を受けた後30日以内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。
- 2 学長は、不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省 に報告しなければならない。
- 3 不服申立ての審査(以下「審査」という。)は、調査委員会が行う。その際、不服申立ての内容により新たに専門性を要する判断が必要な場合は、調査委員の交替又は追加を行うことができる。
- 4 調査委員会は、審査開始後原則30日以内に、補充調査又は再調査(以下「再調査等」という。)を行うか否かを決定する。
- 5 学長は、不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科 学省に報告しなければならない。
- 6 再調査等は調査委員会が行う。調査委員会は、再調査開始後原則50日以内に、再調査等の結果を学 長に報告しなければならない。
- 7 学長は、前項の調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも調査結果を通知する。
- 8 学長は、第6項の調査結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 9 学長は、再調査の結果不正行為が存在しなかったことが確認された場合には、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとるものとする。

(調査結果の公表)

第12条 学長は、特定不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果(経緯・概要、調査体制、調査内容、不正の種別、不正の具体的な内容、結論・判断理由、発生要因、再発防止策等)を公

表しなければならない。

(守秘義務)

第13条 予備調査、本調査又は再調査等に関与した者は、当該調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他必要事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、学長が定める。 (事務担当)

第15条 この規程に関する事務は、ひろしま未来協創センター事務室が担当する。 (規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、2015年3月6日に制定し、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2016年7月7日に第2条第1項を改正し、第3条に第3項及び第4項を追加し、同日から施行する。
- 3 この規程は、2017年2月9日に第3条、第4条第1号、第9条、第12条及び第13条を改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、2017年12月6日に第1条を改正し、第5条を削り、以下条数を繰り上げ、2018年4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、2018年8月1日に第2条第2項を追加し、以下項数を繰り下げ、第3条及び第4条を 改正し、同日から施行する。
- 6 この規程は、2021年7月7日に第2条第3項、第5条第2項、第6条、第8条、第9条、第10条及 び第11条を改正し、同日から施行する。
- 7 この規程は、2022年8月31日に第2条第1項、第5条第3項、同条第4項、第6条第1項から第3項、第7条第1項、同条第3項、第8条第11項、第11条第4項及び同条第6項を改正し、新たに第6条第3項を追加し、以下項数を繰り下げて、同日から施行する。